

公共事業評価手法研究委員会 中間とりまとめ（方針案）

1. 背景

平成 14 年 4 月 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」施行

平成 22 年 4 月 再評価の実施間隔の短縮

平成 24 年 12 月 計画段階評価の導入

⇒ 事業評価件数の増加等による事務量の拡大
画一的な評価から多様な評価への希求 等

平成 28 年 11 月 社整審・交政審 交通体系分科会 計画部会 専門小委員会

「ストック効果の最大化に向けて ～その具体的戦略の提言～」

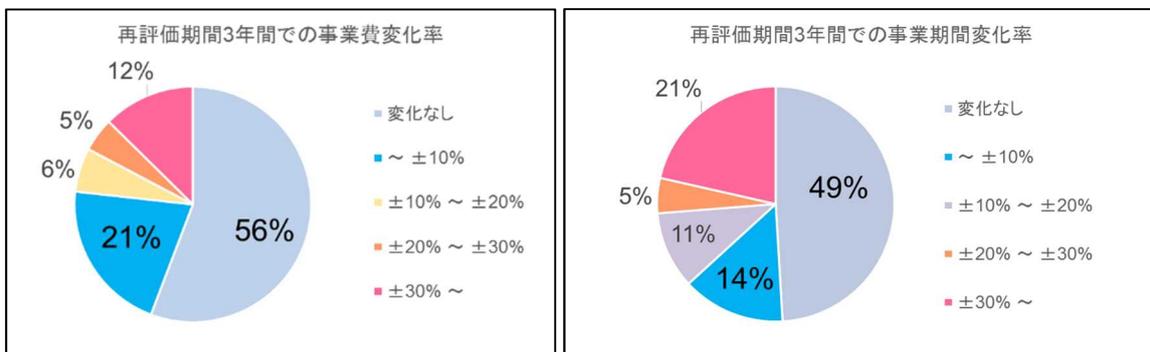
⇒ 今後の事業評価手法のあり方、具体的な改善について議論

2. 再評価について

（現状）

直轄事業の再評価の実施間隔を 5 年→3 年に短縮した結果、

- ・ 直轄事業の評価件数が 219 件/年（H18～H21）から 347 件/年（H22～H27）に増加。
- ・ これにより、事業評価監視委員会の開催回数が 39 回/年から 53 回/年に増加、委員会 1 回あたりの評価件数も 5.0 件から 6.1 件に増加し、1 件当たりの審議時間が短くなっている。
- ・ 再評価における事業費の変更は、±10%以内が 7 割以上ある一方で±30%以上が 1 割、事業期間の変更は、±10%以内が 6 割以上ある一方で±30%以上が 2 割あり、変更が生じた事業の審議に十分な時間を確保することが必要。



(今後の方針)

- ・ “On Time, On Budget”（予定どおり、予算どおり）に事業が進捗しているか否かについて確認する。
- ・ また、広範囲に影響を及ぼす事業については、適時進捗状況を公表する。

“On Time, On Budget”の確認項目

 - ・ 完成時期等の事業スケジュールの変更の有無
 - ・ 総事業費の大幅な変更の有無
 - ・ 事業進捗に関するリスク（コスト、スケジュール、環境影響、住民対応等）
 - ・ 事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に事業認定の申請を行っているか
事業認定の告示の後速やかに裁決申請及び明渡し裁決の申立てを行っているか
(H15.3.28 6局長通達「事業認定等に関する適時申請等について」)
- ・ 上記の確認時において、完成時期等の事業スケジュールの変更、総事業費の大幅な変更等があった場合や事業に関わる社会経済情勢の急激な変化が生じた場合等には、再評価を実施する。
- ・ 再評価の実施間隔は3年～5年の間を目安とし、日程が一時期に集中しないよう配慮する。

以上については、平成30年度より運用を目指して、運用手続きの改正を行う。

3. 事後評価について

(現状)

- ・ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化のチェックがメインとなっている。
- ・ 企業立地、物流効率化、観光振興、安全・安心の確保といった地域固有の課題の解決を図るため、発現した効果の多面的できめ細やかな把握が必要。
- ・ 事後評価で得られた様々な技術や知見を今後のプロジェクトに継承するとともに、一般の方に対してもわかりやすい資料として残していくことが必要。
(例：関東インフラプロジェクト・アーカイブス)

(今後の方針)

- ・ 事業へのフィードバックのため、ストック効果の発現状況を多面的に計測するための指標を設定し、定量的・客観的に効果の把握に努める。
- ・ 把握したストック効果に加え、以下の観点を整理・保存（アーカイブ化）し、各事業主体がまとめたストック効果等を分かりやすく伝える事例集をホームページ上に一元的にまとめ公表する。

アーカイブ化の視点の例

- ・ プロジェクトを円滑に進める工夫、事業の地元理解を得る工夫
 - ・ 隣接プロジェクトや他部門との連携
 - ・ 事業の改善点

4. スtock効果の最大化について

- 平成28年11月の社整審・交政審の専門小委員会「Stock効果の最大化に向けて～その具体的戦略の提言～」で以下の提案があった。

- 「効果が出る」から「効果を出す」へ発想を転換し、これまで以上に効果を高める工夫（「賢く投資・賢く使う」）を社会資本整備のあらゆるプロセスで講じる
- 施設の整備後に発現した様々なStock効果を積極的に把握し、これを「見える化・見せる化」する
- Stock効果の高い事業への重点化に向け、上述のStock効果を高める工夫を徹底して、発現した多様なStock効果の「見える化」により得た知見を事業に有効活用していくという社会資本整備のマネジメントサイクルを確立すべき

- 今年度より、Stock効果を高める工夫に関して、国・地方公共団体の職員を対象とした研修を設置した。

（今後の方針）

- 事後評価において多様なStock効果の「見える化」に努め、それにより得た知見を事業に有効活用していく方法について検討する。

5. 新規事業採択時評価について

（現状）

- 新規事業採択時評価は、費用便益分析を含め、総合的に実施する。
（国土交通省政策評価基本計画）

<費用便益分析>

- 事業ごとに代替法、消費者余剰法、TCM（トラベルコスト法）、CVM（仮想的市場評価法）など様々な手法がある。
- 現状で技術的に計算できるものしか便益に算入していないことや、社会的割引率が4%であることなど、一定の条件下で算定している。
- 農林水産省・国営農地再編整備事業（農道整備）では、品質向上効果に関する便益を計上している。
- 林野庁の治山事業（土留め、治山ダム、地すべり防止工）では、環境保全便益（炭素固定便益）を計上している。
- ドイツの河川事業では、人的損失・経済システム混乱による経済的損害の回避等に関する便益を計上している。

<費用便益分析以外>

- 道路事業では、必要性、有効性、効率性の3つの観点で、道路ネットワーク上の防災機能の向上を計測し、A～Dの4段階で評価している。

- ・ 河川及びダム事業では、災害発生時におけるライフライン停止被害の軽減効果等を定量的に表現し、総合的に評価を行っている。
- ・ 官庁営繕事業では、事業計画の必要性・合理性・効果を評点で表し、評価している。
- ・ 防衛省の施設整備事業（～平成 22 年度）では、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価している。
- ・ 英国の道路事業等では、経済・環境・社会・公会計の 4 つの評価要因により総合的に評価している。

（今後の方針）

- ・ 新規事業採択時評価については、海外などの事例も参考としつつ、便益の計算手法を改善する方法と、経済的価値、文化的価値、安全保障上の価値、教育的価値といった貨幣換算できない価値も含めて総合的に評価する方法の両面について継続的に検討する。
- ・ 新規事業採択時評価について、透明性を向上させるための取組を引き続き検討する。
- ・ 事業に関連した地元のプロジェクトにより、ストック効果の向上について各々の評価手法へ反映できるよう検討する。